

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、平成30年10月25日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

#### 第2 事案の概要

1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、C会社を元請とするD所在のE作業現場において、土工として業務に従事していた。

2 請求人は、平成29年3月8日、当該現場においてライナープレートの撤去作業に従事していたところ、土砂が崩壊してライナープレートとともに右足にのしかかり同部位を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、F医療機関搬送され、「右側膝前十字靱帯断裂、右側足関節内側側副靱帯損傷」等と診断された。

請求人は、同医療機関で入院加療を受けたが、平成30年1月5日、転医先のG医療機関で「頸椎後縦靱帯骨化症（OPLL）」（以下「本件疾病」という。）と診断を受け、同年6月18日にはH医療機関で本件疾病に係る手術を受けた。

3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付（治療用装具）の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年5月15日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

#### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

## 2 原処分序

(略)

## 第4 爭 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病は、本件災害以前から存在した基礎疾患ではなく、本件災害により発症したものであるから、本件疾病は業務上の事由によるものであると主張しているので、以下検討する。

(2) 本件疾病に関する医学的意見は、以下のとおりである。

I 医師は、平成30年8月21日監督署受付意見書において、要旨、「本件疾病は、本件災害以前から存在し、自覚症状の無かったものが、本件災害により症状を誘発したと考える。本件災害を契機として本件疾病が増悪したか自然経過によるものかは判別困難」と述べている。J 医師は、平成30年8月8日付け意見書において、要旨、「本件疾病の発症原因は不明。本件災害が症状発現の引きがねになった可能性は大」と述べている。K 医師は、平成30年10月1日付け意見書において、要旨、「左手のしびれ、巧緻運動障害は本件災害後3日経過してから出現している。外傷性の頸髄損傷であれば、上記症状は本件災害直後から出現するのが一般的である。本件災害により本件疾病による上肢の症状が惹起された可能性は否定できないが、経時的症状の出現から本件災害との直接的因果関係はない」と述べている。L 医師は、平成31年4月5日付け意見書において、要旨、「受傷時に上肢症状に関連する何らかの原因が頸部に加わったことはなく、受傷後のMR IT2上、外傷を思わせる所見を認めない。また、負傷が原因であれば受傷直後から症状が出現するのが一般的であるが、上肢症状が出現したのは受傷後数日後であり、負傷による症状の出現とは合致しない。本件災害後の症状は、上肢のしびれ等であり、脊髄損傷の所見も認められないので本件災害が本件疾病に急激に作用した可能性は低いと推察される。以上から、本件疾病

と本件災害との相当因果関係は認めない。」と述べている。

(3) 医学的知見「今日の整形外科治療指針」によれば、本件疾病は外傷によって急性に発症し、重篤な四肢麻痺に陥ることがあるとされているが、K医師及びL医師が述べるように、症状の発現時期、症状の程度、画像所見からみて本件災害によって本件疾病を発症したとは認められず、その後の増悪に関与したとも認められない。

(4) したがって、本件疾病を業務上の事由により発症したとするることはできない。

(5) なお、請求人は、本件災害前には「頸椎後縦靭帯骨化」であり、本件疾病ではなかったと主張しているが、上記の医学的知見によれば、本件疾病は無症候性疾患も認められることから、自覚症状がなかったからといって、本件疾病を否定することはできず、請求人の主張は採用できない。

### 3 結論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月17日